

○はじめに

栃木県総合運動公園の運動施設は、県内スポーツの競技力向上を図る観点から、各種競技の大会等での利用を優先します。

そのため利用調整会議を開催し、大会等の日程調整を行います。

利用の許可については栃木県体育施設設置及び管理条例第3条に基づき、次のとおりとします。

(1) 大会等の定義について

大会等とは、栃木県、(公財)栃木県スポーツ協会、(特非)栃木県障害者スポーツ協会、(公財)栃木県スポーツ協会加盟団体、加盟団体が認める下部団体、その他公共性の高い団体が主催(共催)する、全国・関東・県大会及び記録会、強化練習会、講習会等とします。

(2) 利用調整会議について

- ① 運動施設の利用を調整し年間計画を定めるため、利用年度の前年度に関係団体を召集して、次に掲げる利用調整会議を開催します。
 - ア 大会等の利用調整(1次調整会議:1月下旬から2月上旬)
 - イ 学校等公共性の高い団体が開催する体育的行事の利用調整(2次調整会議:2月中旬)
- ② 利用申込は栃木県、(公財)栃木県スポーツ協会、(特非)栃木県障害者スポーツ協会、(公財)栃木県スポーツ協会加盟団体、加盟団体が認める下部団体、その他公共性の高い団体が主催(共催)するまたはそれに準ずる全国・関東・県大会及び記録会、強化練習会、講習会等が対象となります。
- ③ 営利を目的とした教室等の申込は認めません。
- ④ 予備日は大会等を当公園運動施設で開催することを条件とします。
(武道館は予備日を設けておりません。)

(3) 利用調整会議後の申込について

- ① 利用調整会議で定めた大会等を別の大会等に差替えることは原則認めません。ただし、運営上やむを得ないと管理者が判断した場合は認めます。その際、当該利用日の15日前までを差替えの申請期限とします。
- ② 利用調整会議後の大会等の新規申込は、管理上の制限の範囲内で内容を審査し順次受け付けます。申込方法につきましては次のページをご参照ください。
・ [北エリア](#) ・ [中央エリア](#) ・ [武道館](#) ・ [医科学センター](#)

(4) 大会等以外の利用への配慮について

大会等以外の利用に配慮するため、「一般利用日」を以下の運動施設に設けます。

- ① テニスコート
祝日を含む休日に一般の利用者を優先とする「一般利用日」を数日間設けます。
- ② エイジックスタジアム(本球場)
施設管理上支障のないと判断する日に利用調整会議参加団体以外の一般の団体が主催する大会等の申込を可能とする「一般利用日」を数日間設けます。

(5) 災害対応について

本施設は、災害対策活動拠点として使用され災害対策業務を行うこともあります。

地震、風水害、その他災害等が発生することが予想される場合は、災害対応を行うため、利用できない

ことがあります。

(6) 大規模催事開催に係る交通輸送計画の策定及び周辺道路混雑緩和への協力について

- ① 当公園では、立地上、交通渋滞や環境保護の観点から施設周辺への車両の流入を抑制することが望ましいことから、公共交通機関やパーク&ライド等の利用についてご理解とご協力をお願いします。
- ② 大規模催事（来場者 10,000 人以上の催事）の主催者は、交通輸送計画を策定し、事前打合せの際に提出してください。また、当日までに来場者見込み数が増加した場合は、速やかに時点修正の上、再提出をお願いします。
- ③ 提出された交通輸送計画は、公園内の各エリア内の施設と共有するとともに、公園全体で2万人を超えるような特異日においては、公園内で同日に予定される催事的主催者に情報提供して連携して対応することもあります。
- ④ 交通輸送計画策定対象外的主催者についても、公共交通機関利用促進のため交通輸送計画の策定に努めるとともに、各主催者が作成するチラシやホームページ、SNS等各種媒体での周知について特段の配慮をお願いします。

※大規模催事に係る交通輸送計画の策定について
※別記様式）大規模催事に係る交通輸送計画
<https://gsz-northcentralarea.com/guide.html>

